

# 青森県報

号外第三十四号

令和八年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 公 告

- 青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更の公表……………(水産振興課) ……一
- 知事管理漁獲可能量の公表……………(同) ……五

## 公 告

### 青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更の公表

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第九項の規定により、青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針(令和二年十二月一日公表)の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定により公表する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

#### 青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針

##### 第1 水産資源の管理に関する基本的な事項

###### 1 漁業の状況

本県の水産業は、令和6年の生産量が12万トン、生産額が342億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約7千人であり、多くの沿岸域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していく必要がある。

###### 2 県の責務

県は、漁業法(以下「法」という。)第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国や試験研究機関と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

##### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

##### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量  
漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めることとする。

2 留保枠の設定  
年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対処するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通  
年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分の配分に努めるものとする。

##### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認められる場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用

していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その達成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の達成の目的を達成したもののやその効果が認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及びこの青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針（以下「県資源管理方針」という。）に基づき資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

県資源管理方針に記載していない自主的資源管理措置についても、従前通り取組を継続し、適切な管理措置を怠ってはならない。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流等や魚場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

第7 県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この県資源管理方針についての検討を行うとともに、この県資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 ころまぐる（小型魚）」

から「別紙1—13 へにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2—1 はたは日本海北部系群」から「別紙2—2 まかれい日本海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3—4 ひらめ日本海北部系群」から「別紙3—29 やまとしじみ青森県湖沼河川域」までに定めるものとする。

(別紙1—1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県くろまぐろ（小型魚）漁業

(1) 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

(2) 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する次の漁業

① 定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業、同条第5項第2号に規定する第二種共同漁業のうち小型定置漁業及び底建網漁業並びに青森県漁業調整規則（令和2年12月規則第56号）第4条第1項第16号に規定する小型定置漁業及び同項第17号に規定する底建網漁業をいう。以下同じ。）

② 承認漁業等（法第121条第1項の規定による広域漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた沿岸くろまぐろ漁業その他定置漁業以外の漁業をいう。以下同じ。）

③ ①及び②以外の全ての漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

② 県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

青森県くろまぐろ（小型魚）漁業について、当該漁業において県の認定を受けた協定を管理する団体及び、当該団体へ参加していない県内の漁業協同組合に対して、青森県海区漁業調整委員会に諮問し、配分する。その他のものへの配分は行わない。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

WCPFCにおいて、小型魚の増仲後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水産から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1—2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 水域

中西部太平洋条約海域

(2) 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する次の漁業

① 定置漁業

② 承認漁業等

③ ①及び②以外の全ての漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1

条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

青森県くろまぐろ（大型魚）漁業について、当該漁業において県の認定を受けた協定を管理する団体及び、当該団体へ参加していない県内の漁業協同組合に対して、青森県海区漁業調整委員会に諮問し、配分する。その他のものへの配分は行わない。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1-3)

第 1 特定水産資源

まあい

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県まあい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する次の漁業

1) 定置漁業

2) 定置漁業以外の全ての漁業 (第 4 において「その他の漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県まあい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県まあい漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：船舶の隻数)
定置漁業	562 隻
その他の漁業	3,938 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

漁業者は、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう、努めるものとする。

(別紙 1-4)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する次の漁業

1) 定置漁業

2) 定置漁業以外の全ての漁業 (第 4 において「その他の漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県まいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：船舶の隻数)
定置漁業	562 隻
その他の漁業	3,938 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

漁業者は、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう、努めるものとする。

(別紙 1-5)

第 1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
  - ②の対象とする漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
  - 青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだらを採捕する次の漁業
    - 1) 小型機船底びき網漁業
    - 2) さし網漁業
    - 3) 小型機船底びき網漁業及びさし網漁業以外の全ての漁業 (第4において「その他の漁業」という。)
- ③ 漁獲可能期間
  - 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
 全量を青森県すけとうだら漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
 青森県すけとうだら漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：船舶の隻数)
小型機船底びき網漁業	102 隻
さし網漁業	306 隻
その他の漁業	3,938 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項  
 漁業者は、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう、努めるものとする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 青森県するめいか漁業 (前期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する次の漁業

- 1) 定置漁業
  - 2) 小型いかつり漁業 (総トン数5トン未満の動力漁船による)
  - 3) 定置漁業及び小型いかつり漁業 (総トン数5トン未満の動力漁船による) 以外の全ての漁業 (第4において「その他の漁業」という。)
- ③ 漁獲可能期間
  - 4月1日から9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)
- 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで
- ② 異知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 青森県するめいか漁業 (後期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
  - ②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
  - 青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する次の漁業
    - 1) 定置漁業
    - 2) 小型いかつり漁業 (総トン数5トン未満の動力漁船による)
    - 3) 定置漁業及び小型いかつり漁業 (総トン数5トン未満の動力漁船による) 以外の全ての漁業 (第4において「その他の漁業」という。)
- ③ 漁獲可能期間
  - 10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)
- 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

② 県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）  
陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 管理区分への配分の基準

漁獲可能量から県の留保を除いた数量を、知事管理区分における過去の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、青森県するめいか漁業（前期）及び青森県するめいか漁業（後期）区分に配分する。

2 県の留保

知事は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して必要と認められる数量を留保するものとする。当該留保については、当該管理期間中の漁獲状況に応じて、関係者と調整のうえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要な数量を配分する。

3 管理区分間の漁獲可能量の融通

前期及び後期間で漁獲可能量の融通を行う場合は、関係者と調整のうえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要となる数量を相互に融通することができる。また、青森県するめいか漁業（前期）区分における残存については、青森県するめいか漁業（後期）区分に繰り越すこととする。

4 管理年度途中における配分の基準

管理年度の途中において、追加配分等により本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量（追加配分量という。以下同じ。）については、関係者と調整のうえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 その他資源管理に関する重要事項 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 85 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1-7)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業  
青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する次の漁業

1) 定置漁業

2) 定置漁業以外の全ての漁業（第 4 において「その他の漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県まさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数）
定置漁業	562 隻
その他の漁業	3,938 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

漁業者は、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう、努めるものとする。

(別紙 1-8)

第 1 特定水産資源

まだら本州太平洋北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県まだら本州太平洋北部漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業がまだら本州太平洋北部系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだら本州太平洋北部系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県または本州太平洋北部漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項  
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるスナップアップ管理を行う。

（別紙1－9）

第1 特定水産資源

またら本州日本海北部系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
青森県または本州日本海北部漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
- ②の対象とする漁業がまたら本州日本海北部系群の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業  
青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまたら本州日本海北部系群を採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間  
周年

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県または本州日本海北部漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項  
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるスナップアップ管理を行う。

（別紙1－10）

第1 特定水産資源

またら北海道太平洋

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
青森県または北海道太平洋漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
- ②の対象とする漁業がまたら北海道太平洋の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業  
青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまたら北海道太平洋を採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間  
周年

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県または北海道太平洋漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項  
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるスナップアップ管理を行う。

（別紙1－11）

第1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
青森県かたくちいわし太平洋漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
- ②の対象とする漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業  
青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県かたぐちいわし太平洋漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたぐちいわし太平洋系群のうち、しらす(かたぐちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に定めるスナップ管理を行う。

(別紙 1-12)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の对象とする漁業がぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に定めるスナップ管理を行う。

(別紙 1-13)

第 1 特定水産資源

べにすわいがに日本海系群(知事許可水域)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県べにすわいがに日本海(知事許可水域)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の对象とする漁業がべにすわいがに日本海系群(知事許可水域)の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がべにすわいがに日本海系群(知事許可水域)を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県べにすわいがに日本海系群(知事許可水域)漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5) に定めるスナップ管理を行う。

(別紙 2-1)

第 1 水産資源

はたはた日本海北部系群

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 1 2 4 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

まがれい日本海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-1)

※ 削除

(別紙3-2)

※ 削除

(別紙3-3)

※ 削除

(別紙3-4)

第1 水産資源

ひらめ日本海北部系群

第2 資源管理の方向性

2033年までに、国が行う資源評価における鰯魚量を当該資源評価において提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-5)

※ 削除

(別紙3-6)

第1 水産資源

やりいか対馬暖流系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価において、資源水準を「中位」以上で維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する鰯魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7)

第1 水産資源

かれい類（まがれい（まがれい日本海系群を除く）、まごかれい、はびがれい、いしがれい、そうはち、むしがれい） 青森県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成30年～令和4年）の平均値（727ト）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。

(別紙 3—8)

※ 削除

(別紙 3—9)

第 1 水産資源

きあんこう太平洋北部

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価において、資源水準を「中位」以上で維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。

(別紙 3—10)

第 1 水産資源

きあんこう青森県周辺海域（太平洋北部を除く）

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 30 年～令和 4 年）の平均値（93 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条

第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。

(別紙 3—11)

※ 削除

(別紙 3—12)

第 1 水産資源

さけ（しろさけ）（日本系）

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価において、資源水準を「中位」以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。

(別紙 3—13)

第 1 水産資源

さくらます（日本系）

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価において、資源水準を「中位」以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。なお、また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。

(別紙3-14)

第1 水産資源

みずだこ青森県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(平成30年～令和4年)の平均値(946 トン)程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。

(別紙3-15)

第1 水産資源

うすめばる青森県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(平成30年～令和4年)の平均値(402 トン)程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条

第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。なお、また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。

(別紙3-16)

第1 水産資源

きつねめばる青森県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(平成30年～令和4年)の平均値(111 トン)程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。

(別紙3-17)

第1 水産資源

くろそい青森県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(平成30年～令和4年)の平均値(108 トン)程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自

らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3—18)

#### 第 1 水産資源

いかなる種類青森県周辺海域

#### 第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 30 年～令和 4 年）の平均値（33 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づき指標等を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3—19)

#### 第 1 水産資源

あいなめ青森県周辺海域

#### 第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 30 年～令和 4 年）の平均値（80 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づき指標等を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3—20)

#### 第 1 水産資源

あぶらつのだめ青森県周辺海域

#### 第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価において、資源水準を「中位」以上で維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づき指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3—21)

#### 第 1 水産資源

うばがい青森県周辺海域

#### 第 2 資源管理の方向性

青森県が行う資源評価において、資源水準を「中位」以上で維持する。なお、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づき指標等を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるよう努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3—22)

第 1 水産資源

えぞあわび青森県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

青森県が行う資源評価において、資源水準を「中位」以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づき指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3—23)

第 1 水産資源

まなまこ青森県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 30 年～令和 4 年）の平均値（686 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。また、国が行う資源評価により、資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づき指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3—24)

第 1 水産資源

はたてがい青森県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、小型機船底曳網漁業における年間漁獲量を直近 5 年間（平成 30 年～令和 4 年）の平均値（362 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3—25)

第 1 水産資源

まこんぶ青森県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 30 年～令和 4 年）の平均値（1,177 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3—27)

第 1 水産資源

わかめ青森県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年

間漁獲量を直近5年間（平成30年～令和4年）の平均値（68 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-27)

第1 水産資源

しらうお青森県湖沼河川域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成30年～令和4年）の平均値（237 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-28)

第1 水産資源

わかさぎ青森県湖沼河川域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成30年～令和4年）の平均値（331 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自

らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-29)

第1 水産資源

やまとしじみ青森県湖沼河川域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成30年～令和4年）の平均値（2,731 トン）程度で維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

知事管理漁獲可能量の公表

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

次に掲げる特定水産資源に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第 1 ころまぐろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県くろまぐろ（小型魚）漁業	3 4 0 . 5 トン

第 2 ころまぐろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県くろまぐろ（大型魚）漁業	6 8 5 . 8 トン

第 3 すけとうだら太平洋系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県すけとうだら漁業	現行水準

第 4 するめいか

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県するめいか漁業（前期）	1, 1 4 5 トン
青森県するめいか漁業（後期）	4 7 0 トン

第 5 ぶり

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ぶり漁業	試行水準

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭